

生産緑地法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第八条第九項の政令で定める行為） 第六条 法第八条第九項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該生産緑地において農林漁業を営むために行う法第八条第二項第一号イ又はロに規定する施設（畜舎を除く。）の設置又は管理に係る行為で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四 （略）</p>	<p>（法第八条第九項の政令で定める行為） 第六条 法第八条第九項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該生産緑地において農林漁業を営むために行う法第八条第二項第一号又は第二号に規定する施設（畜舎を除く。）の設置又は管理に係る行為で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四 （略）</p>